

大阪府告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の府道の路線を令和7年7月31日限り廃止した。

その関係図面は、大阪府都市整備部道路室道路環境課及び大阪府茨木土木事務所において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

大阪府知事 吉村 洋文

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
67	相川停車場線	大阪市相川停車場	-
		吹田市一般国道479号交点	